

協会活動報告

(平成 22 年版)

社団法人 投資信託協会

■平成 22 年協会活動報告

〔1〕 投資信託に係る制度への対応	
(1)金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの公表	1
(2)日本銀行「包括的な金融緩和政策の実施」	2
(3)平成 23 年度税制改正要望	3
(4)金融 ADR 制度についての対応	4
(5)簡素化された新しい目論見書のスタート	5
〔2〕 投資信託の啓発・普及活動	
(1)講演会・セミナー・講師派遣の実施	7
(2)大学における寄附講座の開設	9
(3)証券知識普及プロジェクトにおける活動	10
(4)マスコミ等との懇談会	11
〔3〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務	
(1)金融・資本市場に係る制度整備	12
(2)議決権行使結果の開示に関する社内規則の整備	13
(3)金商法等の一部改正（指定格付機関制度の廃止）に対応した規則の整備	13
(4)適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定方法等についての規則の整備	14
(5)証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託	14
(6)会員調査に関する活動	15
(7)正会員向けコンプライアンス研修会の実施	15
〔4〕 協会の体制整備	
(1)公益法人制度改革への対応	17
(2)日本証券投資顧問業協会との統合問題	17
〔5〕 国際交流等	
(1)米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に係る対応	18
(2)EU のヘッジファンド規制に係る対応	19
(3)第 15 回アジア・オセアニア会議への参加	20
(4)第 24 回国際投資信託会議への参加	20
〔6〕 その他	
(1)目論見書及び基準価額検索システムの開発	22
(2)投資信託に関するアンケート調査報告書の公表	22
(3)月刊誌「投資信託」及び「投資信託年報」の廃刊	23
(4)当協会における質問・苦情相談内容の公表	23
(5)「金融・資本市場統計整備懇談会」への対応	24
(6)評価機関等へのデータ提供料の改定	25
〔7〕 平成 22 年各種説明会及び研修会の開催状況	26

〔1〕投資信託に係る制度への対応

(1) 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの公表

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」において、7つの戦略分野の一つとして「金融戦略」が掲げられた。

「金融戦略」が取り上げられた理由として、「家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等には多様な資金調達手段を提供することで、実体経済を支える必要があり、また、日本の金融業が発展のための好条件を持っているとし、金融業が成長産業として発展し経済をリードする役割もある。」としている。また、同日発表された「新成長戦略の実行計画（工程表）」の中には、「投資信託・投資法人法制の見直しの検討」が記載された。

協会は、これまで金融庁に対して提出し、検討を要請していた各種の要望項目について、新成長戦略の中で取り上げて検討するよう、金融庁に再度要請した。

その後、金融庁は、中間案の時点で意見募集を行った後、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」を策定し、平成22年12月24日に公表した。このアクションプランでは、金融庁が今後取り組んでいく方策について、3つの柱にまとめられている。

1. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
2. アジアと日本とをつなぐ金融
3. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

このうち、投資信託・投資法人制度に直接的に関連する項目として、以下の項目が挙げられた。

・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討

近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、投資信託・投資法人法制にかかる実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成25年度までに制度整備の実施を行う。

・プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

現行の投資運用業にかかる規制は厳格な登録要件を課しているため、運用業者の海外流出につながっているとの指摘がある。このような指摘にも鑑み、投資運用業に係る規制緩和を行い、国民の様々な資産運用ニーズに応える投資運用ファンドの立ち上げを促進し、運用業者の海外流出に歯止めをかける。具体的には、行為規制については一般の投資運用業と同じ規制を適用することを前提に、小規模なファンドの立ち上げの制約となっている投資運用業の登録要件について、顧客がプロ等に限定される場合には一部緩和する等の特例を設けることとし、関連法案の早急な国会提出を図る。

・金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR制度が平成22年10月に導入されたところである。同制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、金融トラブル連絡調整協

議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討を行っていく。

これらアクションプランの項目、特に「投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討」に関連し、当局から当協会に対し、投資信託・投資法人法制にかかる問題点や改善すべき点について、法令の種類を問わず提出するよう要請されたことから、平成 22 年 12 月に当協会の会員に対して意見を募集し、当局に提出した。また、当局へ提出した制度改正要望項目について政策委員会の専門委員会において具体的な検討を進めている。

(2) 日本銀行「包括的な金融緩和政策の実施」

平成 22 年 10 月 5 日、日本銀行は政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進するために包括的な金融緩和政策を実施することを決定した。この政策実施の背景は、海外経済の減速や円高により景気改善の動きが弱まり、経済が持続的成長経路に復する時期は後ずれする可能性が強く、金融緩和を強力に推進することが必要と日本銀行が判断したところによる。

この包括的な金融緩和政策は、

1. 金利誘導目標の変更
2. 「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化
3. 資産買入等の基金の創設

の 3 つの措置からなり、「3. 資産買入等の基金の創設」について、「国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託 (ETF)、不動産投資信託 (J-REIT) など多様な金融資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うため、臨時の措置として、バランスシート上に基金を創設することを検討する。」とされた。

資産買入等の基金が買入れる資産のうち、ETF と J-REIT については日銀法上の認可を取得する必要があるが、財務省からの認可が得られ、11 月 5 日の日本銀行の政策委員会・金融政策決定会合において「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の制定が決定された。

要領の概要によれば、買入れの対象は、

1. ETF であって、TOPIX または日経 225 に連動するもの。
2. J-REIT であって、AA 格相当以上のもので、信用力その他に問題のないもの。
3. J-REIT については、取引所で売買の成立した日数が年間 200 日以上あり、かつ年間の売買の累計額が 200 億円以上であること。

とされた。

銘柄別の買入限度額は、

1. ETF は、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄別の買入上限を設定する。
2. J-REIT は、各銘柄の発行残高の 5%以内であって、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄毎の買入上限を設定する。

とされた。

また、10月28日に公表された買入の要綱によれば、買入を行う期間は、ETF、J-REIT共に認可取得の日から平成23年末までを目途とし、買入限度額はETFが4,500億円、J-REITは500億円程度とされた。

当協会は、平成20年秋の金融危機により、財務的に健全な不動産投資法人が金融機関から融資を受けられなくなると、資金調達面で混乱をきたしていた際に、政策委員会及び専門委員会での議論を踏まえ、平成21年2月に日本銀行に対して、REIT市場健全化と日本経済の活性化をはかる必要性を説明し投資法人債の買取りを要望した。今回の決定は、日本銀行がREITの金融市場及び不動産市場に与える影響に鑑み、買入対象に加えることを判断したものと考える。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、日本銀行は実体経済に悪影響を与えることを未然に防止する観点から行う諸措置の一つとして、3月14日に買入の要綱を一部改正し、買入を行う期間を、ETF、J-REIT共に認可取得の日から平成24年6月末までを目途とし、買入限度額はETFが9,000億円、J-REITは1,000億円程度と変更された。

買入は、ETFは平成22年12月15日の142億円、J-REITは平成22年12月16日の22億円を皮切りに実行され、平成23年3月末時点での買入の残高合計は、ETFが1,851億円、J-REITは177億円である。

(3) 平成23年度税制改正要望

平成23年度の税制改正は、平成21年夏（平成21年8月）の政権交代により進め方が大きく変更されることとなってから2度目の改正であり、新政権下で改正作業が年度当初から行われる初めての税制改正要望となった。

新政権においては、政治主導の政策決定を行う観点から、財務大臣の下に各省庁の副大臣等をメンバーとする新たな政府税制調査会を設置し、そこでの議論等に基づき税制改正を決定することとされている。また、検討模様もリアルタイムで配信するなど、税制改正の検討過程を透明化・可視化することとされている。

政府税調での検討に至るプロセスも従来と異なり、金融庁等では、6月中旬から7月中旬に要望項目に係る意見公募を行った上で、とりまとめることとされた。このため、当協会における要望項目に関する検討も従来と比べて前倒しで行うこととなり、3月～4月中旬に専門委員会で要望項目を検討、4月中旬～下旬に会員会社から意見募集、その後、日本証券業協会等と協議の上、6月上旬に要望骨子を取りまとめ、金融庁の意見公募に日本証券業協会及び全国証券取引所と3団体連名で提出した。

要望項目の中で、特に投資信託に関連する要望項目は、次の5点。

1. 現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を延長すること
2. 日本版ISA制度について、投資家の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする
3. 幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること

4. 不動産投資法人等に係る不動産取得税の課税廃止、又は軽減税率の適用期間を延長すること
5. 確定拠出年金制度に係る税制措置

金融庁では意見公募に前後し、5月下旬より、政務官による「金融税制研究会」、7月下旬から副大臣による「金融税制調査会」がそれぞれ開催され、8月30日には金融庁としての平成23年度税制改正要望をとりまとめた。これには、特に投資信託に関連する要望項目である上記5点の要望を含め、3団体が提出した要望の大半が盛り込まれた。

その後、証券界の要望、とりわけ軽減税率の延長問題については、民主党の財務金融部門会議、税制改正プロジェクトチーム等においても焦点とされ、連日議論が行われた。当協会も日本証券業協会等と連携しながら与党の政治家に証券優遇税制の必要性等について説明するなどの働きかけを行った。

この軽減税率の問題は調整が難航したが、12月に入って、財務大臣と金融担当大臣レベルで最終的な折衝が行われ、軽減税率については2年延長され、平成26年1月まで軽減税率10%が維持されることとなり、その旨が12月16日付で公表された税制改正大綱に明記された。これに伴い「日本版ISA」の導入時期も2年遅らせ平成26年1月とされるとともに、金融所得一体課税の一環である、公社債等の利子所得及び譲渡所得等に係る課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大については見送られることとなった。

また、REITの不動産取得税については、課税標準の特例を2/5とした上で2年延長することとなった。現行、土地評価額の1/3に3%の税率がかかることを、平成23年4月より、2/5に3%の税率がかかることとなった。

なお、当協会では12月15日に「平成23年度税制改正に関する会長談話」を公表した。

(4) 金融 ADR 制度についての対応

平成21年6月24日に公布された金融商品取引法の一部改正により、金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度が創設され、紛争解決機関の指定に係る部分が平成22年4月1日から、金融商品取引業者の行為規制に係る部分が同年10月1日から施行されることになった。

指定紛争解決機関は、業態ごとに設立し、金融庁の指定（指定の申請は任意）を受けるとされ、当該業態の金融商品取引業者は指定紛争解決機関が存在しない場合には、代替措置として、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないとされた。なお、苦情処理措置としては、公正的確に苦情を処理できる第三者機関（金融商品取引業協会等）が実施する手続きにより苦情を処理する措置など、紛争解決措置としては、公正的確に紛争の解決を図ることができる第三者機関（金融商品取引業協会等）が実施する手続きにより紛争の解決を図る措置などを講じなければならないとされた。

投資運用業（直販に係る第二種金融商品取引業も含む。）に係る指定金融ADRを単独で設立することは、種々の問題があるため困難であると判断されたこと

から、証券業界で横断的な苦情処理機関として設立し、平成 22 年 2 月 1 日から業務を開始した特定非営利活動法人「証券・金融あっせん相談センター」（以下、「FINMAC」という。）に指定を受けてもらうことを検討した。しかしながら、FINMAC では、第一種金融商品取引業については、紛争等解決業務で重要な位置を占めていることなどから、指定を受けることとしたものの、その他の業態については、解決すべき課題等（協会への加入率が第一種業とは違うこと等）が多くあること等を考慮し、当面指定を受けることを見送ることとした。

このため、当協会の会員である投資運用業者については、改正金融商品取引法に基づく金融 ADR の行為規制の施行時において、指定 ADR が存在しないこととなったため、苦情処理措置・紛争解決措置（代替措置）として、当協会が行う苦情処理等の手続きにより対応することとした。

なお、当協会では、当協会が行う苦情・あっせん業務については、既に FINMAC に業務委託していることや、FINMAC では 10 月 1 日以降も苦情の解決、あっせん業務の業務委託を継続することとしたため、引き続き FINMAC にこれらの業務を委託することにした。

これに伴い、当協会の正会員は、10 月 1 日以降、代替措置の内容を記載した業務方法書の一部改正の届けを金融庁に提出した。

（5）簡素化された新しい目論見書のスタート

金融庁では、平成 21 年 12 月 28 日に特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等を公布し、平成 22 年 7 月 1 日以後に提出する有価証券届出書に係る目論見書について適用することとなった。

当協会では、上記内閣府令の改正を受け、新しい交付目論見書における具体的な記載方法等の細目を定めた自主規制規則（「交付目論見書の作成に関する規則」及び「同細則」）を平成 22 年 3 月に制定し、内閣府令の施行日と合わせ実施した。

規則等の主な内容は以下のとおりである。

1. 規則第 2 条として、交付目論見書の表紙等に記載する事項、例えば、交付目論見書である旨やファンドの名称等基本的な事項を定めている。特に、「(4) 委託会社等の情報」として、設立年月日及び当該運用会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額について記載することとしている。
2. 規則第 2 条「(8) 届出の効力に関する事項」として、金融商品取引法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出の効力に関する事項について記載するものとしているが、この点は、今回の内閣府令の改正により、「届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法」を記載することで、従来とは異なり、「交付目論見書」を投資信託の届出の効力発生前に使用することが可能となったことに伴い、規定している。
3. 規則第 3 条では、タイトル及び記載順を以下のとおり定め、順序に沿って記載することにより、全体的に横比較が可能となるように統一している。

- (1) ファンドの目的・特色に、「①ファンドの目的」及び「②ファンドの特

- 色」を記載すること。
- (2) 投資リスクに、「①基準価額の変動要因」、「②その他の留意点」及び「③リスクの管理体制」を記載すること。
 - (3) 運用実績には、「①基準価額・純資産の推移」、「②分配の推移」、「③主要な資産の状況」及び「④年間収益率の推移」を記載することとし、①及び④については、原則、直近 10 年間の運用状況を記載することとし、運用期間が 10 年未満のファンドは当該運用期間までの運用状況を記載すること。
 - (4) 手続・手数料等には、統一の様式を細則で定め、最低限必要な事項を定めるとともに、使用する用語についてもこれらの様式に則って記載し、横比較がしやすくなるようにすること。
4. 規則第 3 条「(2) 投資リスク」及び「(3) 運用実績」については、見開きページに記載することが望ましいとの努力規定を定め、リスクとリターンが一目で見てわかるような記載になるよう工夫する。
 5. 規則第 3 条「(2) 投資リスク」については、第 7 条の第 2 項に規定しているとおり、日本工業規格 (Z8305) 10 ポイント以上の大きさを記載する。
 6. 規則第 3 条「(3) 運用実績」の年間収益率の推移の記載については、年換算利回率を棒グラフで記載する。
 7. 規則第 4 条に追加的情報として、ファンド・オブ・ファンズや仕組債への投資等複雑な仕組みに係る投資信託について、投資者に分かりやすく説明をする。

なお、これら規則等の制定に当たって、「目論見書の作成に当たってのガイドライン」については実施日をもって廃止した。

〔2〕投資信託の啓発・普及活動

(1) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

① 投信フォーラム 2010 の開催

地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2010」を、平成 21 年度分として、松山、大分の 2 都市、22 年度分として、岡山、富山、青森、高崎、長崎の 5 都市で開催した。

講演の形式は、第一部が各開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部がファイナンシャルプランナーによる投資信託入門セミナー（22 年度からは、運用会社の専門家とファイナンシャルプランナーとの対談を第二部の中で実施）の二部構成とした。

なお、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務事務所、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、不動産証券化協会、共同通信社より後援をいただいた。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2010 in 松山

主 催：投資信託協会、愛媛新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 22 年 1 月 30 日（土）

会 場：いよてつ高島屋ローズホール

テーマ：第一部 「私の野球人生から学んだこと」（野球解説者 佐野慈紀氏）

第二部 「“あんしん” 投資信託活用法」（島田知保氏）

参加者数：225 名

ロ. 投信フォーラム 2010 in 大分

主 催：投資信託協会、大分合同新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 22 年 2 月 13 日（土）

会 場：大分県農業会館

テーマ：第一部 「噺家のくらし」（落語家 三遊亭歌奴氏）

第二部 「“あんしん” 投資信託活用法」（島田知保氏）

参加者数：353 名

ハ. 投信フォーラム 2010 in 岡山

主 催：投資信託協会、山陽新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 22 年 6 月 19 日（土）

会 場：山陽新聞社 さん太ホール

テーマ：第一部 「作家の人生設計」（作家 高嶋哲夫氏）

第二部 「投資信託で明日を開く～マーケットの見通しから考える賢い運用法」（木村佳子氏）
運用会社の専門家との対談

参加者数：263 名

ニ. 投信フォーラム 2010 in 富山

主 催：投資信託協会、北日本新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 22 年 7 月 24 日（土）
会 場：タワー 1 1 1 スカイホール
テーマ：第一部「遊びのおカネ、暮らしのおカネ」（商品ジャーナリスト
北村 森氏）
第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」（馬養雅子氏）
運用会社の専門家との対談

参加者数：190 名

- ホ. 投信フォーラム 2010 in 青森
主 催：投資信託協会、東奥日報社、全国地方新聞社連合会
開催日：平成 22 年 10 月 2 日（土）
会 場：青森市文化会館
テーマ：第一部「言葉は心を伝えるか」（タレント・青森放送 青山良平
氏）
第二部「皆さんのギモンに答えます！～投資信託との上手な付
き合い方～」(和泉昭子氏)
運用会社の専門家との対談

参加者数：139 名

- へ. 投信フォーラム 2010 in 高崎
主 催：投資信託協会、上毛新聞社、全国地方新聞社連合会
開催日：平成 22 年 11 月 27 日（土）
会 場：ビエント高崎エクセルホール
テーマ：第一部「私のスキー人生」（冬季五輪金メダリスト 荻原健司氏）
第二部「皆さんのギモンに答えます！～投資信託との上手な付
き合い方～」(和泉昭子氏)
運用会社の専門家との対談

参加者数：220 名

- ト. 投信フォーラム 2010 in 長崎
主 催：投資信託協会、長崎新聞社、全国地方新聞社連合会
開催日：平成 22 年 12 月 11 日（土）
会 場：長崎新聞文化ホール
テーマ：第一部「龍馬に投資した男たち～グラバー、オルト、ウオーカ
ー～」(長崎総合科学大学教授 ブライアン・バークガフ
ニ氏)
第二部「投資信託との上手なつき合い方～」(新倉由紀氏)
運用会社の専門家との対談

参加者数：120 名

- ② 全国紙へのコラム掲載と「投資信託セミナー2010in 東京」の開催
平成 22 年 4 月から毎月 1 回、毎日新聞朝刊の家庭欄に「資産運用のイロハ」
と題して投資信託のしくみを解説するコラムを掲載した。また、10 月には
同家庭欄に 4 回、世代別の資産運用に関するコラムを掲載した。このコラ
ム掲載に連動する形で、11 月に毎日新聞社との共催による「投資信託セミ

ナー2010in 東京」を、東京丸の内で開催した。

開催の概要は以下のとおりである。

主催：投資信託協会、毎日新聞社

開催日：平成 22 年 11 月 14 日（日）

会場：丸ビルホール

テーマ：第一部 特別講演「日米ポートフォリオの視点」（国際弁護士
八代英輝氏）

第二部 パネルディスカッション「投資信託を賢く利用する
ために」

パネリスト 神戸 孝氏

新倉由紀氏

藤川 太氏

コーディネーター 内野雅一氏（週刊エコノミスト編集長）

参加者数：218 名

③ タイアップセミナー

イ. NPOエイプロセス（特定非営利活動法人「投資と学習を普及・推進する会」）との共催により、未経験者を対象に投資信託の基礎知識から実践編までわかりやすく解説する「投資信託入門講座」を東京都内で毎月 1 回開催した。22 年度からは、従来の東京茅場町だけでなく、銀座・八重洲を会場に加え、土曜開催を増やすなどより多くの受講者が参加しやすいよう工夫をした結果、平成 22 年における延べ受講者数は 462 名となった。

ロ. 大阪証券取引所との共催で「投資信託入門セミナー」を平成 22 年 2 月 26 日（金）同取引所内北浜フォーラムにおいて開催した。第一部は投資信託の基礎知識に関する講演、第二部は ETF に関する講演を行った。参加者数は 100 名であった。

④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、金融広報中央委員会、大学、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、金融広報アドバイザー、学生、社員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成 22 年の派遣実績は、14 件、延べ受講者数は 1,190 名であった。

(2) 大学における寄附講座の開設

当協会は日本証券投資顧問業協会と共同で、平成 17 年より主要大学において寄附講座を開設している。平成 22 年は、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学において開設した。

講義は、資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付等から、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組み・特性、アセットマネ

ジメントビジネスの実態等まで幅広い分野について行った。

各大学における講座の概要は、以下の通りである。

<早稲田大学>

講義名：アセット・マネジメント(資産運用)の世界

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：419 名

<一橋大学>

講義名：アセットマネジメント論

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：103 名

<大阪大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 13 回

受講者数：109 名

<京都大学>

講義名：アセットマネジメントの実務と法

開設期・回数：後期・全 13 回

受講者数：273 名

<神戸大学>

講義名：アセットマネジメント（資産運用）の理論と実務

開設期・回数：前期・全 14 回

受講者数：225 名

また、寄附講座を開設している大学の学生だけでなく、他大学の学生や広く一般投資家にもアセットマネジメントの世界を知っていただくため、平成 21 年の講義内容を書籍として出版した。

「アセットマネジメントの世界」

監 修：宇野 淳

編 者：日本証券投資顧問業協会 投資信託協会

出版社：東洋経済新報社

(3) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、東京証券取引所グループ等の証券 8 団体で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、多岐にわたる活動を行っている。平成 22 年における主な取組みは以下のとおりである。

① 学校向け教育・啓発事業

イ. 学校向け教育教材等の改訂・制作

平成 16 年度に制作した中学・高校生向けの体験型教材「みんなで体験！」

株式会社とお金のしくみ」について、全国の学校へ一層の普及を図るため、教員を対象にしたフォーラムを全国 10 会場で開催するなど、積極的に普及活動を展開した。

また、中学・高校生のほか、小学校高学年でも楽しく学べる視聴覚教材として、DVD 教材「おだんご娘。とフシギな経済テレビジョン～株式会社とお金のしくみ」を制作し、全国 2,051 校に配布した。

ロ. 学校向け Web サイトの全面改訂

中学・高校の教師・生徒向けの金融経済教育のための Web サイト「証券クエスト」について、学校向け授業支援サイトとしての位置づけをより明確化させるため全面リニューアルを行い、名称を「金融経済ナビ」と改めた。 <金融経済ナビ URL <http://www.kinyu-navi.jp/>>

ハ. 教育関係者向け広報活動

証券界が取り組む学校向け証券知識の普及・啓発活動や、金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、学校向け情報誌「レインボーニュース」を定期刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等の約 19,000 件に送付した。

② 一般向け普及・啓発活動

イ. 「投資の日」記念イベントの開催等

10 月 4 日の「投資の日」を中心に 9 月 26 日から 10 月 26 日までの間、投資未経験者や初心者を対象としたイベントを全国 23 都市 29 会場で開催し、8,096 名の参加を得た。記念イベントの一つとして、今年度は新たに「お江戸日本橋証券・金融の町」ウォーキングを開催した。そのほか、各地区の地域のラジオ局と公開録音イベントを開催し、証券投資を身近なものと感じてもらふ番組内容を放送した。このほか、春季イベントを含め、年間を通して全国各地でイベントを開催した。

ロ. 広報活動

多くの一般消費者に証券投資の意義や証券知識の習得の重要性について考えてもらうことを目的に、新聞広告やインターネットで証券投資に関する基礎的な知識を問うクイズやアンケートを実施した。全国から 37,559 名の応募があった。

また、「投資の日」の PR 活動として投資に関する特集記事広告の掲載（10/4 日本経済新聞、日経ヴェリタス）、証券会社や銀行等において、「投資の日」を PR するポスターの店頭掲示及び「投資の日」にちなんだセミナー等を実施した。

(4) マスコミ等との懇談会

平成 15 年度より実施している協会役員とマスコミ等との懇談会について、平成 22 年は下記の日程で開催した。

12 月 1 日	評価機関
12 月 2 日	新聞社の家庭・マネー欄等の編集者及び雑誌社
12 月 7 日	兜クラブ新聞社

〔3〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

(1) 金融・資本市場に係る制度整備

サブプライムローン問題や平成20年秋のリーマンショック等がもたらした世界的な金融危機は、日本のマーケットをも例外なく巻き込み、日本の投資家に大きな損失をもたらすこととなった。

為替デリバティブ等を利用した事業法人等による損失が発生する一方、ノックインタイプ(参照する対象となる基準指標が一定のレベルに達した場合に商品性格が変化してしまうタイプのもの)と言われる商品を購入した個人を中心とする投資家層が大きな損失を受け、デリバティブを利用した仕組債や投資信託のような仕組商品に対する苦情が増加することとなった。

特にノックインタイプを中心とした商品の勧誘においては、一部に独居高齢者や認知症高齢者に対する財産被害に相当する訴訟や苦情等が発生する等、商品勧誘のあり方等が消費者団体等から提起されるとともに、国民生活センターからの注意喚起の対象商品となった。

金融庁は、このような状況を踏まえ、平成22年1月21日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」において、取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者との意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討を進めるとする方針を打ち出した。

これらの課題に対処するため、日本証券業協会は、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、投資勧誘のあり方を中心とした諸問題について検討することとした。

当協会では、自主規制委員会及び政策委員会の合同で「金融・資本市場に係る制度整備の対応に関する専門委員会」を2月に設置し、投資信託を組成する立場から、投資家保護に資する方策を検討することとした。

その後、様々な観点から検討を加え、金融当局とも交渉を重ねた結果、金融庁は、本件に係る対処方針を取り纏め、平成22年9月13日に「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を公表した。

また、日本証券業協会は、平成22年9月14日に「自主規制におけるデリバティブ取引等規制の対応について」を、当協会は、同9月15日に「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について」を夫々公表し、具体的な規則策定作業に入ることとなった。

日本証券業協会及び当協会が検討を重ね、規則案やガイドライン等を策定し、当協会からは、平成22年12月14日より翌平成23年1月11日までを期限として、意見募集手続きを実施し、当協会に寄せられた意見等を踏まえ、平成23年2月17日開催の理事会にて「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等を制定した。(日本証券業協会は、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び関連規則の一部改正を平成23年2月1日に決定。)(日本証券業協会及び当協会の規則等の実施は、平成23年4月1日。)

これら規則等においては、当協会における直接募集等を対象に販売に係る規制として、(1)販売開始前の規制である「合理的根拠適合性」、「勧誘開始基準」の制定、更に(2)販売時の規制である「最悪シナリオを想定した最大損失の説明等に係る重要事項説明」、「注意喚起文書の交付」、「重要事項等を説明されたか」という確認書の徴求」について定めている。

また、更に投資信託の組成に係る独自の規則として、「対象となる基準指標の考え方」、「元本確保等の誤認を与えるかのごとき名称の制限」、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託において苦情が寄せられた場合の情報収集やその活用を促す方針」を夫々定めるとともに、同規則の細則に定めた特定の投資信託(主にロックイン投資信託を想定。)については、もう一段の開示に係る規則を制定し、投資者への注意喚起や誤認されないための措置を講じている。

なお、これらの規則等の制定後、当協会は、平成23年3月3日に正会員・賛助会員を対象に説明会を開催し、規則等の制定趣旨等について会員への浸透を図り、規則等の円滑な運営を支援している。

(2) 議決権行使結果の開示に関する社内規則の整備

金融審議会金融分科会第一部会の下に設置された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」は、平成21年6月17日「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」を公表した。

この報告においては、「議決権の行使を通じたガバナンスの発揮」として投資信託委託会社を含む個別の機関投資家に対して、議決権行使に関するガイドラインを作成し公表することや議決権の行使結果を取り纏めて開示することが謳われた。

当協会では、平成15年3月13日より「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」を定めており、議決権行使に関するガイドラインの作成と公表については実施済みであったことから、議決権の行使結果の公表について運用専門委員会で検討を行った。

検討の結果、上述の「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」において、議決権の行使結果に係る開示項目等を社内規定に定め、原則として5月及び6月に開催された株主総会での行使結果を取り纏め8月末を目途に開示する旨の規定を新設する改正を行い、平成22年5月1日より実施した。

(3) 金商法等の一部改正(指定格付機関制度の廃止)に対応した規則の整備

平成21年6月24日に公布された金融商品取引法等の一部改正において、平成22年4月1日より信用格付業者に対する公的規制が導入された。

具体的には、

- ・信用格付業者に対する登録制の導入
- ・信用格付業者に対する規制・監督

・無登録業者による格付を利用した勧誘の制限である。

その後、金融庁は関係する内閣府令案を公表し、説明事項に係るグループ指定制度の創設、その実施（平成23年1月1日）までの経過措置の手当てを公表した。

この説明事項に係るグループ指定制度は、信用格付業において、複数の法人がグループを構成し、グループ共通の格付方法を用いて格付を行っている例が見られることから、例えば、「同一グループ」の日本法人が登録を行った場合であっても、「同一グループ」の米国法人が登録を行わない場合、この米国法人は無登録業者となることから、こうした事態を避けるため「特定関係法人（信用格付業者の関係法人であって、金融庁長官が当該信用格付業者の関係法人による信用格付業の業務の内容及び方法を勘案して有効期間を定めて指定した者）」というカテゴリーを設け、これら特定関係法人の付与する格付を使用する場合の説明義務が課されたというものである。

当協会は、これらの法令の改正を受け、「MMF等の運営に関する規則」等の改正を行い、平成23年1月1日から実施することとした。

（４） 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定方法等についての規則の整備

正会員会社より、オープン・エンド型不動産投資法人に係る基準価額の算定方法等について、上場株式等とは異なり日々の価格の変動が小さいという特徴を有する不動産を主たる運用財産としていることを考慮した上で、決算期末時点を基準日として取得されている不動産鑑定評価額及び監査済財務数値を用いて算出される基準価額を用いて、追加発行及び払戻しを行うことを可能とするための規則改正についての検討要請があった。

これを受け不動産投信専門委員会で検討を行い、規則の適用対象を適格機関投資家向けに限定した上で、決算時の基準価額を用いることを可能とすることとし、

- (1) 適格機関投資家向けのオープン・エンド型投資法人の定義の新設
- (2) 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算出頻度に関する特例の新設
- (3) 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の追加発行及び払戻しの価格に関する規定の新設

を行うこととし、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の改正を平成22年5月20日に行った。

（５） 証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託

当協会では、投資信託利用者からの苦情・相談に应运えてきたが、投資者保護の一層の向上に努めるため、金融商品取引に関して、より横断的かつ包括的な形で相談、苦情・紛争解決サービスを提供することを目的として設立した特定

非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC) に、平成 22 年 2 月 1 日から業務委託をしている。〈参考：金融 ADR 制度についての対応〉

(6) 会員調査に関する活動

① 平成 21 年度の会員調査

平成 21 年度については、平成 21 年 3 月 31 日に会員に周知した会員調査方針・計画に基づき正会員に対する立入調査を実施し、通年化により合計 12 社への調査を完了した。その結果については上期分を平成 22 年 4 月 14 日に、通期分を同年 6 月 21 日に、各々会員に周知した。

また、平成 21 年 11 月 20 日を基準日として書面調査として実施した第 3 回アンケート調査についても、その結果を取りまとめて、平成 22 年 4 月 30 日に会員に周知した。

② 平成 22 年度の会員調査等

平成 22 年度については、平成 22 年 3 月 31 日に会員に周知した会員調査方針・計画で示したとおり、当協会事業計画の「Ⅱ. 投資者保護に資する自主規制の発揮」に掲げたとおり、「(2) 正会員における協会規則の遵守状況やコンプライアンス態勢の整備実態等を会員調査等で把握し、適切な指導に努めるとともに、研修会の開催及び調査結果の情報還元等により、正会員全体の自己規律の向上を図り、投資者保護の強化に資する。」こととしており、これに向けて平成 20 年 9 月から導入した正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなど会員調査実施態勢の一層の整備を図ることによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するべく努めることとした。

立入調査については、計画通り月に 1 社のペースで実施した結果、平成 22 年中には平成 21 年度分 3 社を含む合計 12 社の調査を実施している。

また、平成 22 年 11 月には、第 4 回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例をとりまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、四半期毎に、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知した。

(7) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施

① 平成 22 年 10 月 7 日 (木) に正会員のコンプライアンス担当者を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

I 部「証券検査を巡る最近の動向について」

講師：証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長 其田修一氏

II 部「平成 21 年度会員調査結果について」

講 師：協会事務局

会 場：東京証券会館 9 階 第一会議室

出席者：209 名

② このほか、正会員の要請に応じて、正会員会社が実施した研修会に、協会事務局職員を講師として派遣（8 社 9 回）した。

〔4〕 協会の体制整備

（1） 公益法人制度改革への対応

新公益法人制度改革関連法施行に伴い、当協会は、平成 25 年 11 月までに「公益社団法人」又は「一般社団法人」のいずれかを選択し、移行することが求められているが、平成 22 年において、当協会では主に以下のような対応を行った。

- ① 5 月開催の理事会において、これまでの検討状況等について中間報告を行い、その際、今後の予定として、検討作業がある程度進んだ段階で、改めてその方向性を理事会に諮ることを説明した。
- ② 11 月 25 日、内閣府公益認定等委員会事務局に出向き、当協会の事業内容の概略を説明するとともに、定款改正の素案などについて、意見交換・相談を行った。
- ③ 12 月開催の理事会において、当協会は、金融商品取引法上の「認定金融商品取引業協会」として、自主規制業務等、公益性の高い事業活動を推進していることから、「公益社団法人」へ移行することが望ましいこと、また、新公益法人制度改革関連法に基づく諸基準に適合していると考えられることから、平成 23 年前半を目途として、「公益社団法人」への移行に向けた認定申請を行うことを決議した。

（2） 日本証券投資顧問業協会との統合問題

当協会では、日本証券投資顧問業協会との統合問題は、平成 19 年より検討を行い、さらに 20 年度からは当協会と日本証券投資顧問業協会の事務局間において検討を進めてきたが、平成 22 年 2 月に開催された日本証券投資顧問業協会の理事会において、「投資信託協会との統合問題の検討を一旦中断ないし終了といった取扱いとすること」が了承された。

このことを踏まえ、当協会としての対応を検討したところ、3 月開催の理事会において、当協会としても統合問題の検討を一旦終了することが了承された。

〔5〕 国際交流等

(1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に係る対応

米国のオバマ政権は、金融危機の結果生じた問題に対処するため、平成 21 年 5 月に税制改革案(グリーンブック)を発表した。この税制改革案を実現するためには、莫大な政策運営資金が必要となり、その資金捻出に当たって、米国の個人富裕層を中心とした税制に係る適正な対処を目的として、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act of 2009 以下「FATCA 法」という。)を策定し、平成 21 年 10 月に法案として提出した。

この法案提出の背景には、米国外の一部の金融機関を通じて、米国内の富裕者が課税逃れをしていた事実が発覚した結果、同様のケースがないようにするための強化策として打ち出してきたものである。

その後、同法案は平成 22 年 3 月にオバマ大統領の署名により、正式に法律として成立した。

同法の概要は、(1)米国(法)人が米国外の金融資産を通じて米国資産に投資した場合の米国(法)人に関する報告義務の強化を目的とした新しい源泉徴収制度の導入であるとしており、(2)外国金融機関は、IRS (米国歳入庁)と米国(法)人口座に関する確認及び報告義務に関する契約を締結することが必要となり、契約を締結しない場合は、同機関に支払われる米国源泉の利子・配当・証券の売却代金等に対し、30%の源泉徴収がなされることとなる。外国金融機関の範囲としては、「預金を受け入れているもの」、「金融資産のカストディ業務に従事しているもの」、「主に、証券、商品又はデリバティブへの投資やトレーディングに従事しているもの(非米国ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等の投資ビークルを含む。)」としている。

また、(3) IRS と契約を締結した外国金融機関に課せられる義務としては、

① 米国(法)人口座であるか否かの確認及び検証

② 年次報告として、

イ. 特定米国人の氏名、住所、及び米国納税者番号(TIN)

ロ. 特定米国人保有外国法人の実質的米国人所有者の名称、住所、及び米国納税者番号(TIN)

ハ. 口座番号、残高、年間入金総額及び年間引出総額

とされている。

更に、(4)既存の QI (適格仲介人)への影響は、(3)の内の①、②の義務が同様に課せられることとなる。

同法の施行日は、平成 25 年(2013 年)1 月 1 日の支払から適用されることとなっている。

当協会は、この問題に対処するために、平成 22 年 7 月開催の理事会で了承を得て、米国の KPMG とコンサルティング契約を結ぶとともに、自主規制委員会委員会社を中心として、「日本の投資信託は、QI 制度の下、投資信託会社、受託銀行等が適切に運営・実行している。」点等を強調しつつ、「課税逃れに係るリスクは低い。」とした点を中心にとりまとめ、FATCA 法の除外規定の適用を要請す

ることとした意見書を平成 22 年 8 月 26 日に IRS に提出した。

IRS は、平成 22 年 8 月 27 日に FATCA 法の取扱いに対する考え方を取り纏めたガイドラインを公表し、平成 22 年 11 月 1 日までを期限として、正式な意見募集を開始した。

このため、当協会では IRS から公表されたガイドラインの内容を踏まえ、8 月に提出した意見書を更に検討・精査して、第 2 回目の意見書を作成し、平成 22 年 11 月 1 日に IRS に提出した。

FATCA 法に関する要請としては、当協会の他、顧客口座の管理を直接実施している日本証券業協会、全国銀行協会等の各団体が、11 月の期限までに夫々意見書を提出している。一方、金融当局に対しては、当協会を含む各団体より、FATCA 法が実施された場合の日本の金融機関に及ぼす影響を説明し、理解と必要な支援を求めているところである。

(2) EU のヘッジファンド規制に係る対応

平成 21 年 4 月に EU が「代替投資ファンド運用業者」を規制する指令案を発表した。平成 22 年 1 月に米国投資会社協会 (ICI) から情報提供を受けて検討したところ、指令案が原案通り施行されると、「代替投資ファンド運用業者」を規制する EU 指令が事実上、域外適用され、EU 域外国の運用業者に影響が出る恐れがあることが判明した。

また、2 月に正会員に対してこの問題に関する意見募集を行ったところ、外資系の正会員を中心に、同指令案に対する懸念が寄せられた。

そこで、金融庁とも相談のうえ、4 月に欧州委員会に以下の点を内容とする要望書を提出した。

- イ. 日本の運用業者が EU の運用業者に運用を委託する日本籍投信であっても、EU 以外で販売されるものについては、同指令の適用から除外すること
- ロ. 金融商品取引法に基づき登録を受けた日本の運用業者については同指令の「代替投資ファンド運用業者」として認可を受けたものとみなすこと

7 月に欧州委員会から、まだ最終条文が固まっていないがという留保付で、次のような回答があった。

- イ. 日本の運用業者が EU の運用業者に日本籍投信の運用を委託する場合に、EU 指令が適用されるのかという問題について
 - ・ EU の運用業者が日本籍投信の運用に全般的責任を負う場合には、指令がこの運用業者に適用される。
 - ・ EU の運用業者が日本籍投信の運用に全般的責任を負っていない場合には、そのようなファンドを EU で販売しないときには、指令は日本の運用業者に適用されない。
- ロ. EU の代替投資ファンド運用業者が日本の運用業者に運用を委託することが困難になるのではないかという問題について
 - ・ 当該指令条文についてはまだ交渉が行われている。欧州委員会は委託条項が第三国のサービス・プロバイダーへの委託を認めるため十分にフレ

キシブルであるよう努める。

その後、欧州理事会は 10 月に指令の最終案に合意し、欧州議会も 11 月に入ってこれを採択した。

最終指令の決定内容は以下の通り。

- イ. 日本の運用業者が日本籍投信の運用の一部を EU の運用業者に委託した場合でも、日本籍投信を EU で販売しないときは、指令は適用されない。
- ロ. EU の運用業者が EU で販売する代替投資ファンドの運用の一部を日本の運用業者に委託する場合には、EU の運用業者に指令が適用される。日本の運用業者が EU の運用業者からこのようなファンドの運用の一部を受託する場合には、日本と EU 加盟国との間で協力協定の締結が求められる。

なお、指令は平成 23 年に施行され、EU 加盟各国は平成 25 年（2013 年）までに指令に合わせて国内法を整備することになっている。

（3） 第 15 回アジア・オセアニア会議への参加

第 15 回アジア・オセアニア会議は平成 22 年 4 月 20 日と 21 日の 2 日間、マレーシアのコタキナバルで開催された。参加協会はオーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、中国、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、台湾、タイの 14 協会。当協会からは会長、副会長他が参加し、下記の 7 項目からなる議題について活発な議論を行なった。

- 議題 1. 特殊なアセット・クラスの開拓
- 議題 2. 投資家の信頼向上
- 議題 3. オペレーション及び規制上の課題に対する対応
- 議題 4. 金融監督当局の課題
- 議題 5. グローバルなイスラム市場
- 議題 6. ブルネイの投資信託
- 議題 7. 投資信託に対するネガティブな見方の改善

（4） 第 24 回国際投資信託会議への参加

平成 22 年 10 月 17 日～10 月 20 日にかけてチリのビニャ・デル・マールにおいて国際投資信託協会の国際会議及び年次総会が開催された。世界各地域 31 の投資信託協会が参加し、日本からは会長、副会長他が出席した。

- 議題 1. グローバルな金融・経済の概況
- 議題 2. 世界の投信業界の概観
- 議題 3. 新興市場で何が起きているか？
- 議題 4. チリの年金改革について
- 議題 5. IOSCO の最近の動向
- 議題 6. アドバイスの価値
- 議題 7. アクティブ運用対パッシブ運用

- 議題 8. コストとリスクの情報開示は十分か？
- 議題 9. 新しい規制
- 議題 10. 自主規制のメリットと資本市場への貢献
- 議題 11. マーケティング・販売に係るルール
- 議題 12. 貯蓄に影響を及ぼす税制
- 議題 13. 投信業界は革新的か？
- 議題 14. グローバルなイスラム市場

この会議では、最近のグローバルな金融・経済を振り返ったうえで、上記の議題について意見交換を行った。このうち、議題 12 の「貯蓄に影響を及ぼす税制」については、副会長がプレゼンテーションを行った。

第 25 回国際投資信託会議は平成 23 年 9 月にスウェーデンで開催される予定である。

〔6〕 その他

（1） 目論見書及び基準価額検索システムの開発

平成22年4月開催の理事会に、基準価額検索システムの改善と目論見書比較システムの開発については、総合的に捉え、リアルタイムの情報である基準価額検索システムと発行時における開示情報である目論見書検索システムとを一つのシステム（「投信総合検索システム」）として開発することを報告した。

その際、特に目論見書システムについては、会員各社の目論見書の元データの作成フォーマットがどうなっているか等の現状把握に努め、投資家の利便性と会員会社の負担軽減のバランスをとりながら検討を進めていくこととした。

なお、このシステム開発を進めていくための検討、開発体制については、より実務的・専門的な観点から検討を進めていくため、政策委員会の下「投資信託の制度に関する専門委員会」の下にワーキングを設置することとした。

本ワーキングは、5月から検討を開始し、まず投資信託の運用会社全社へのアンケート調査を実施した。その後、アンケート調査の結果等を踏まえ、「投信総合検索システム」の開発の方向性について検討を重ね、平成23年2月に報告書を取りまとめた。

（2） 投資信託に関するアンケート調査報告書の公表

当協会では、投資信託の保有状況や購入意向などを把握し、金融商品の中で投資信託の位置づけを把握するため、毎年、「投資信託に関するアンケート調査」を実施している。

今年は首都圏及び阪神圏に居住する方を対象に、平成22年7月中旬から8月上旬にかけて1514人（首都圏906サンプル、阪神圏608サンプル）に対しアンケート調査を実施した。

結果概要は以下の通り。なお、全文は下記アドレスから閲覧することができる。<http://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2010/>

■ 調査の概要

調査方法：調査員による訪問留置、訪問回収

抽出方法：エリアクォータサンプリング＋割当法

■ 結果概要

- ・投資信託の認知状況は、「よく知っている」が12.7%、「言葉だけは知っている」が79.7%、「言葉も知らなかった」が7.5%であり、投資信託という「言葉だけは知っている」人が大多数を占めている。
- ・投資信託の保有率は9.8%。年代が上がるにつれて保有率も高くなり、60代が19.5%でもっとも高い。
- ・現在保有層・保有経験層にとって、投資信託が他の金融商品と比較して優れていると感じる点は、「定期的に分配金が受け取れる」（46.3%）、「専門知識がなくても投資ができる」（43.9%）が特に高く、次いで「少額でも株

式投資の面白味がある」(35.7%)と「比較的高い利回りが期待できる」(35.3%)が続き、これら4点が主な優位点となっている。

- ・現在保有層・保有経験層が、投資信託について不満に感じる点は、「元本保証がない」(59.6%)がもっとも高く、以下「手数料が高い」(37.6%)、「運用成績がわかりにくい」(32.5%)、「公社債に比べて安心できない」(25.5%)の順に続く。
- ・投資信託に対するイメージとしては、「仕組みがわかりにくい」が40.7%でもっとも高く、次いで「元本割れが怖い」(32.5%)となっており、これら2つが主なイメージとなっている。一方、「わからない・特にない」が37.8%みられ、具体的なイメージができない人も多い。

(3) 月刊誌「投資信託」及び「投資信託年報」の廃刊

当協会は設立時より、投資信託関連の情報や統計をまとめた月刊誌「投資信託」と「投資信託年報」を発刊し、会員会社・評価機関・大学の図書館などに配布してきたが、インターネットの普及を背景に、近年では刊行物を廃刊し、ホームページ上での情報提供に切り替える関係団体も多いことから、刊行物の発刊を継続すべきか検討を行った。

この結果、ホームページ上での開示は、刊行物と比較して開示までの時間が短縮され、不特定多数の者に迅速且つ低コストで情報提供ができることから、平成22年10月8日開催の政策委員会の了承を得て、月刊誌「投資信託」は平成23年12月号をもって、「投資信託年報」は平成21年版をもって廃刊することとした。

なお、従来、「投資信託年報」において投資信託を廻る1年間の動き(年報での名称は特記事項)を掲載してきたが、これを「協会活動報告」としてホームページで継続して開示していくこととした。また、月刊誌に掲載している投資信託関連の統計については、利用者のニーズがないと思われるものを除き、ホームページに掲載するとともに、統計データの拡充及び表示方法や操作性の改善を行っていくこととした。

(4) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成22年1月から12月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

① 投資信託に関するもの

イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 138件
- ・FINMACが受付けた件数 32件

(主な内容)

ファンドの基準価額や運用成績の情報の入手方法、購入や解約の基礎知識に関するもの等、購入や換金に関する質問が多数となっている。

ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 3 件
- ・FINMAC が受付けた件数 0 件

(主な内容)

約款変更手続きに関するもの等

ハ. あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMAC が受付けた件数 1 件

(注) FINMAC が受け付けた件数は、平成 22 年 2 月から 12 月までの 11 ヶ月分の集計件数である。

② 個人情報に関するもの

平成 22 年 1 月～12 月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問及び苦情相談の実績は皆無であった。

(5) 「金融・資本市場統計整備懇談会」への対応

今後の金融・資本市場統計情報の整備のあり方について幅広い検討を行うため、日本証券業協会では平成 21 年 6 月、「金融・資本市場統計整備懇談会」を設置した。

本懇談会及びその下に設置されたワーキング・グループでは、金融・資本市場統計を取り巻く環境の変化や現状の問題点等を踏まえ、金融・資本市場統計の整備に向けて、今後取り組むべき課題及び具体的方策について検討が行われ、平成 22 年 6 月 2 日に中間整理がまとめられた。

この中間整理では、

- ・金融・資本市場に関する統計の所在情報とその概要について、利用者が一元的に把握できるようにするため、日本証券経済研究所が中心となって、証券関係機関が公表している統計を網羅した統計データ一覧（統計の名称・概要・公表機関、公表時期・頻度等）を作成すること
- ・日本証券経済研究所が開設する証券統計ポータルサイトの機能強化等
- ・各機関がウェブサイトで公表する統計データについて、時系列データの整備、ファイル形式の多様化（提供ファイル形式は Excel 形式又は CSV 形式と PDF 形式の併用が望ましい）を図るとともに英語表記、西暦による提供、統計データの定義の明確化、解説資料の充実等に努めること

等が謳われている。当協会では、中間整理で示された課題を踏まえ、当協会の統計に関する統計データ一覧を作成し、これを平成 22 年 9 月に日本証券経済研究所に提出するとともにポータルサイトの機能強化の一環として、同年 10 月、会員に対して各社のウェブサイトからポータルサイトへのリンク設定を依頼する等の取り組みを行なった。

なお、時系列データの整備、データの提供方法の改善等については、月刊誌「投資信託」等から統計サイトへの統計情報の掲載切替等と併せて、平成 23 年中に統計サイトのリニューアルに向けたシステム開発に着手する予定となっている。

(6) 評価機関等へのデータ提供料の改定

当協会では、投資信託の評価ビジネスの裾野拡大を図るため、平成 9 年から投信ネットワークシステムにより評価機関等に対する基準価額等データの提供を開始し、多くの企業の新規参入を促すため、データ提供料は低廉なものとし、13 年間にわたり据え置いてきた。

しかし、投信ネットワークシステムの運営に係る収支見込は、恒常的に保守費用等の経常経費がデータ提供料に係る収入総額を上回る状態が続いていたことに加えて、平成 21 年 1 月にシステムを全面的に刷新し、これに伴う運用経費等の増加により、更に収支状況が悪化することとなった。

については、投資信託に対する情報提供事業の安定的な機能の維持を図るため、料金改定に踏み切ることとし、そのため、関係者の理解を得て、所要の料金改定を平成 23 年 1 月分から実施した。

〔7〕平成22年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆米国税制改正「Foreign Account Tax Compliance Act」に関する現状について」のセミナー 開催日：平成22年1月8日 講 師：KPMGプリンシパル 沢村百合子氏 テーマ：米国税制改正「Foreign Account Tax Compliance Act」に関わる現状について</p>
<p>◆正会員向け証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託に係る説明会 開催日：平成22年1月25日 講 師：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 次長 荒木敏朗氏 テーマ：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターへの業務開始について</p>
<p>◆正会員向け役員研修会 開催日：平成22年1月27日 講 師：金融庁証券取引等監視委員会事務局 総務課長 佐々木清隆氏 テーマ：証券取引等監視委員会の課題</p>
<p>◆投資信託の目論見書に係る見直しについての説明会 開催日：平成22年1月28日 講 師：金融庁総務企画局 企業開示課開示企画調整官 谷口義幸氏 テーマ：投資信託の目論見書に係る見直しについて</p>
<p>◆新投信情報システム(TIS)の移行に関する説明会 開催日：平成22年2月12日 講 師：システム業務室担当者</p>
<p>◆個人情報の取扱いに関する研修会 開催日：平成22年2月16日 講 師：金融庁総務企画局 企画課調査室課長補佐 符川公平氏 テーマ：金融分野における個人情報の保護ガイドラインの改正等について</p>
<p>◆投資信託の交付目論見書の規則に関する説明会 開催日：平成22年2月23日 講 師：大和証券投資信託委託(株) 商品法務部長 長谷川英男氏 野村アセットマネジメント(株) 投信ディスクロージャー部長 石渡寛利氏 テーマ：投資信託の交付目論見書の規則について</p>
<p>◆金融ADR制度に関する研修会 開催日：平成22年5月11日 講 師：金融庁総務企画局 金融ADR推進室長 中沢則夫氏 金融庁監督局総務課 課長補佐 石塚智教氏 金融庁監督局証券課 課長補佐 佐藤勝彦氏 テーマ：金融ADR制度について</p>

<p>◆OECDの「クロスボーダー投資家のための税負担軽減手続きの改善に関するパイロットグループ報告書」（公開草案）についての説明会</p> <p>開催日：平成22年7月16日</p> <p>講師：日興コーディアル証券(株) アセットマネジメント商品部長 東 眞之氏 日本証券業協会 政策本部国際部部長 椎名隆一氏</p>
<p>◆正会員コンプライアンス研修会</p> <p>開催日：平成22年10月7日</p> <p>(Ⅰ部) 講師：金融庁証券取引等監視委員会事務局 証券検査課課長 其田修一氏 テーマ：証券検査を巡る最近の動向について</p> <p>(Ⅱ部) 講師：投資信託協会 事務局 テーマ：平成21年度会員調査結果について</p>
<p>◆会員代表者研修</p> <p>開催日：平成22年11月24日</p> <p>講師：金融庁長官 三國谷勝範氏 テーマ：金融行政を巡る課題について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会</p> <p>開催日：平成22年12月17日</p> <p>講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐 平田 聡氏 テーマ：証券投資信託委託会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆投資法人資産運用会社向け業務研修会</p> <p>開催日：平成22年12月20日</p> <p>講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐 梅山敬一氏 テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について</p>